

健康・医療ワーキング・グループの検討項目（案）

医療・介護・保育サービスの提供において、国民のニーズの多様化への対応、安定的かつ持続可能とするための提供体制の再構築、サービス効率化の視点から、関連する規制を総ざらいし、ICTを最大限に活用しながら必要な規制改革を推し進める。

◎ 1. 最適な地域医療の実現に向けた医療提供体制の構築

限られた医療資源を有効に活用するため、日常的な医療が完結する地域の単位である二次医療圏の柔軟な運用や病院と診療所間等の医療機関の連携促進等について、地域医療ビジョンのガイドラインや医療計画の在り方を含めて検討すべきではないか。

◎ 2. 医療機関の業務・ガバナンス等の見直し

医療機関の経営基盤を強化するため、医療機関の業務の範囲や役員・社員に係る要件等を見直すべきではないか。

◎ 3. 在宅医療・在宅介護の推進

在宅医療を専門に行いたい診療所にとって、外来診療が前提となった現行制度が制約要件になっているとの指摘がある。こうした既存の規制の見直しを含め、国民が安心して在宅医療・介護を受けられる仕組みを構築すべきではないか。

4. 医療関連従事者の役割分担の見直しや必要な人材の確保

今後、地域によって医師・看護師等の不足が一段と深刻になることが予測される。チーム医療を進め、地域ごとの医療ニーズを充足するために、医師・看護師等の役割分担の見直しや必要な医師・看護師等の確保策を検討すべきではないか。

◎ 5. レセプト帳票の見直しなど分析可能なデータの整備

健康保険組合等の保険者などが医療費の明細書であるレセプトのデータを有効に活用し、医療サービスの質向上と効率化を進められるよう、レセプトで使用する傷病名の統一・コード化や、傷病名と診療内容等の紐付けなど、レセプト帳票の様式を見直すべきではないか。

◎ 6. 保険者による直接審査の推進

診療報酬の審査及び支払に関する事務を健康保険組合等の保険者が直接行う場合、医療機関又は薬局の合意を得る必要がある。保険者による直接審査を推進するため、医療機関又は薬局の合意を通知に変更すべきではないか。

◎ 7. 支払基金と国保連の役割分担の見直し

社会保険診療報酬支払基金と国民健康保険団体連合会は、ともに診療報酬の審査及び支払に関する事務を行っている。それぞれが担っている役割を確認し、重複している機能を統合するなど、効率化を図るべきではないか。

8. 医薬品・医療機器に係る治験前臨床試験の有効活用

革新的な医薬品・医療機器を開発促進するには、臨床研究と新しい医薬品等の承認を得るために行う治験を一貫して管理する仕組みが必要である。特に希少疾病用医薬品・医療機器の承認審査の迅速化は重要な課題のひとつであり、一定の条件の下、治験前に行う臨床試験の結果を治験データとして有効活用できるようにすべきではないか。

9. セルフケア領域に適する医療用検査薬等の見直し

検査薬の多くは医療用医薬品として、調剤室での保管や薬歴管理の実施、薬剤師による対面販売などが求められている。国民のセルフケア向上のため、低リスクの検査薬については一般用医薬品として取り扱うべきではないか。

(注1) 審議の状況により、項目の入替・追加等を行うことがあり得る。

(注2) ◎は、検討項目に関連する法律案の国会提出予定時期や政府全体のプラン等の策定予定時期等を勘案し、各ワーキング・グループにおいて、おおむね平成 25 年内に検討結果をまとめることを予定している項目。

雇用ワーキング・グループの検討項目（案）

「人が動く」ように雇用の多様性、柔軟性を高める政策を展開し、女性にも男性にも働きやすい「失業なき円滑な労働移動」を実現させていくという視点から、必要な規制改革を押し進める。

◎ 1. 労働時間法制等の見直し

個々の労働者のライフスタイルに合わせた多様で柔軟な働き方を実現するために労働時間の規制改革が必要ではないか。具体的には、企画業務型裁量労働制やフレックスタイム制を始め、時間外労働の補償の在り方、労働時間規制に関する各種適用除外と裁量労働制の整理統合等、労働時間法制全般について見直すべきではないか。

◎ 2. ジョブ型正社員の雇用ルールの整備

重点フォローアップの中で、さらに議論を掘り下げる必要がある。特に、職務等限定型正社員（専門性を活かしたプロ型正社員や勤務地又は労働時間を限定した正社員）も働きやすくなるように、労働契約や就業規則における内容の明確化、無限定社員との間の均衡処遇、人事処遇全般の在り方に関するルールの確認・整備を行う必要があるのではないか。

◎ 3. 労働者派遣制度の見直し

重点フォローアップの中で、さらに議論を掘り下げる必要がある。特に、「常用代替防止」のために派遣労働を「臨時的・一時的な業務」、「専門業務」、「特別の雇用管理を要する業務」に限定するという規制体系、規制手法を抜本的に見直し、派遣形態を望む労働者が働きやすくなるように、できる限り簡素で分かりやすい仕組みに改めるべきではないか。

4. 有料職業紹介事業等の規制改革

転職等を通じて労働者の活躍の場を広げ、円滑な労働移動を支える観点から、有料職業紹介事業やその他労働者移動支援等に関する必要な見直しを行うべきではないか。

5. 労使双方が納得する雇用終了の在り方

労使双方が納得する在り方の観点から、判決で解雇無効とされた場合における労働者の救済の多様化に向けた環境の整備を行うべきではないか。

6. 研究者等の有期労働契約に係る環境整備

研究者等の有期労働契約の労働者については、改正労働契約法の施行により労働契約期間が5年に達する前に雇止めされる場合があるとの指摘があり、労働契約期間に係る見直しを行うべきではないか。

（注1）審議の状況により、項目の入替・追加等を行うことがあり得る。

（注2）◎は、検討項目に関連する法律案の国会提出予定時期や政府全体のプラン等の策定予定時期等を勘案し、各ワーキング・グループにおいて、おおむね平成25年内に検討結果をまとめることを予定している項目。

創業・IT等ワーキング・グループの検討項目（案）

起業・新規ビジネスの創出・拡大、ITによる経営効率化、産業の新陳代謝、国民の選択肢拡大等の視点から、関連する規制を総ざらいし、必要な規制改革を押し進める。

（起業・新規ビジネスの創出・拡大）

◎ 1. クラウドメディアサービスの実現のための規制の見直し

個人が所有するコンテンツ（音楽等）をネットワーク上に保管し、視聴する等のサービス（クラウドメディアサービス）の実現を阻害する規制を見直すべきではないか。

2. 金融機関の事業拡大を阻害する規制の撤廃・緩和

動産及び債権を担保にした資金調達の仕組みの改善や、銀行の子会社等による電子商取引市場の運営を可能とすることなどにより、金融機関の事業拡大を阻害する規制を見直すべきではないか。

3. 金融機関の業務効率の障害となる規制の緩和

金融機関に対する取引照会の一元化など、金融機関の業務効率の障害となる規制について緩和策を講ずるべきではないか。

◎ 4. 食品加工・輸出手続きの円滑化

食品衛生管理者資格の取得や水産物輸出の際の衛生証明書の発行を簡便にするなど、食品加工・輸出手続きの円滑化を図り、一次産業の競争力強化を図るべきではないか。

5. ナノマテリアルに関するルールの整備

カーボンナノチューブ等のナノマテリアルの規格・ルールを整備することにより、ナノテク・材料に関する世界のトップランナーの位置を活かした産業化を促進すべきではないか。

6. 国立大学によるベンチャー育成のための環境整備等

国立大学がベンチャー育成のためのファンドを設置することを可能とする要件についての検討など、産学連携を戦略的に進めるために必要な環境整備等を進めるべきではないか。

7. 電力等使用情報の第三者活用に向けた法整備

電力メーターによって計測される電力使用情報等を活用した新たなサービス等の創出を促進するため、電力会社以外の第三者が活用するために必要な基準・手続きを明確にするべきではないか。

(ITによる経営効率化)

◎8. 国税関係書類の電子化保存に関する規制の見直し

税務関係書類等の国税関係書類の電子保存(スキャナ保存)の要件について、企業の業務効率の改善のため、見直すべきではないか。

◎9. 公的機関からの電子的手段による通知の推進

行政や司法機関、地方自治体等からの通知は紙で郵送されているが、電子的手段による通知を希望する国民や法人等に対しては、それを可能とすべきではないか。

◎10. 非対面サービスでの本人確認、年齢確認

非対面での本人確認については、公的証明書等の関連書類を送付することが求められているが、国民や法人等の利便性を高めるため、非対面で完結する本人確認方法を構築すべきではないか。

◎11. 金融商品契約の電子書面交付の汎用化

金融商品契約の説明に関しては、書面交付が原則とされており、事業者、利用者にコストがかかっていることから、利用者が望まない場合を除き、書面の電子交付が可能になるようにすべきではないか。

(産業の新陳代謝)

12. 企業結合等競争政策の見直し

企業間の結合やメーカーと流通の連携によるイノベーションを実現する上で障害となっている規制(一般集中規制や流通調査の規制など)を見直し、国内外における企業の競争を促進し競争力を高めるべきではないか。

(国民の選択肢拡大)

13. ダンスに係る風営法規制の見直し

風営法においては、客にダンスをさせる営業は風俗営業とされ、公安委員会の許可が必要だが、許可の基準が必ずしも明確でないため、風営法の規制対象となる営業形態を明確にするべきではないか。

◎14. 食料品アクセス環境の改善

食料品等の移動販売においては、販売可能な物品が限定されるほか、許認可手続きに関する負担が大きいことから、買い物不自由地域における不便解消のため、移動販売等を円滑に実施できるようにするべきではないか。

15. 物流の効率化

物流の効率化を図るため、トラック、トレーラーの車検期間の延長など、関連する規制について広く見直すべきではないか。

(エネルギー・環境)

16. 微量 PCB 汚染機器にかかる処理対象基準の見直し

微量 PCB 汚染機器の処理について、安全性の確保を大前提としつつ、PCB に汚染された未処理の油と、油を抜いた後の容器とを区別して取り扱うなど、新たな仕組みの導入を検討すべきではないか。

17. 分散電源の普及促進のためのコージェネレーション発電設備等に係る規制の見直し

エネルギー効率に優れたコージェネレーション発電設備の導入促進等、分散電源（大都市など電力需要地の側に分散して設置される電源）の普及促進に資する観点から、既存の規制の見直しを行うべきではないか。

(その他)

◎18. 外国人技能実習制度の見直し

外国人技能実習制度については、在留期間や対象業種が限られているが、諸外国から人材を確保する観点から見直すべきではないか。

19. 研究設備等に関する高圧ガス規制の緩和

研究設備など個々の設備の高圧ガスの使用量が微小な設備については、研究開発を促進するため、許認可等の規制を緩和すべきではないか。

(注1) 審議の状況により、項目の入替・追加等を行うことがあり得る。

(注2) ◎は、検討項目に関連する法律案の国会提出予定時期や政府全体のプラン等の策定予定時期等を勘案し、各ワーキング・グループにおいて、おおむね平成 25 年以内に検討結果をまとめることを予定している項目。

農業ワーキング・グループの検討項目（案）

競争力のある農業、魅力のある農業、農業の成長産業化の実現を図る。また、我が国の重要な資源である優良農地の多面的機能に配慮した適切な保全と有効利用を促進する観点から、農業に係る制度の在り方について検討を行う。

（多様な担い手に対する農地の集積・集約化を目指した農地制度の在り方）

◎ 1. 農地の信託事業の民間開放等

農地の利用や担い手との効率的なマッチングを促進する観点から、農地信託の活性化が図られるよう、農地信託の引受け主体を拡大するべきではないか。

◎ 2. 農業生産法人の要件緩和（資本、事業、役員）

意欲ある者の規模拡大や参入を促す観点から、農業生産法人の要件を見直すべきではないか。

◎ 3. 法人の農地リース条件のあり方（返還に伴う諸問題等）

現行制度の下での農地リース方式による参入の妨げとなっている要因を検証・検討すべきではないか。

（農地の利活用・保全における農業委員会の在り方）

◎ 4. 農業委員会の機能と組織

農地に係る権利移動の許可、農地転用に係る意見具申、耕作放棄地に係る指導・通知・勧告等、農地について多様な役割を担っている農業委員会の機能と組織の在り方について改めて検討するべきではないか。

◎ 5. 農地制度の運用実績に対する評価（耕作放棄地の解消・防止等を含む）

農業委員会の役割の一つである耕作放棄地対策の運用実績を検証するとともに、有効な耕作放棄地対策の在り方を検討するべきではないか。

（農業者・消費者に貢献する農業協同組合の在り方）

◎ 6. コンプライアンス改革

組合員のために最大の奉仕をするという農業協同組合の目的を踏まえ、今後の農協の在り方を検討するべきではないか。

◎ 7. 農政における位置付けの明確化

農政の一翼を担ってきた農協の役割を検証し、責任の所在の明確化と他の民間団体とのイコール・フッティングを図るべきではないか。

(その他)

◎ 8. 農林水産・商工関係信用保証保険制度の連携強化等

利用者の目線に立って、資金調達における農林水産業従事者と商工業従事者の利便性の向上を図るべきではないか。

(注1) 審議の状況により、項目の入替・追加等を行うことがあり得る。

(注2) ◎は、検討項目に関連する法律案の国会提出予定時期や政府全体のプラン等の策定予定時期等を勘案し、各ワーキング・グループにおいて、おおむね平成 25 年内に検討結果をまとめることを予定している項目。

貿易・投資等ワーキング・グループの検討項目（案）

今後の経済連携交渉の進捗等の動きに対応するため、国益に資する観点から、これに関連する規制などの改革を推進する。

1. 対日投資促進

日本に住所を有しない外国人が日本支店等を設立しやすいようにするなど、対日直接投資を促進するための方策を検討するべきではないか。

2. 空港規制の緩和

ヒトやモノの国際的な移動を円滑化するため、発着枠の規制値の緩和、夜間発着禁止時間帯の短縮、地方空港等における出入国手続きの利便性の向上などの方策を検討するべきではないか。

3. 外国法事務弁護士制度の見直し

今後増加が見込まれる国際的な法的需要に適切に対応するため、外国法事務弁護士制度について、実務経験要件の緩和や登録申請手続きの迅速化等を検討するべきではないか。

4. 相互認証の推進

輸出入の円滑化、諸外国とのイコールフットィングといった観点から、国際基準の動向を踏まえ、わが国での安全性等に配慮しつつ、各国・地域との相互認証を推進するべきではないか。

5. 通関手続きの合理化、認定通関業者制度の簡素化

輸出入を促進するため、適正かつ公平な関税等の徴収や安全・安心な社会の実現に配慮しつつ、通関手続きを合理化し、認定通関業者（AEO）制度を簡素化するべきではないか。

6. 入管政策の改定

海外人材の日本での活躍の促進や、訪日外国人観光客の受け入れ推進の観点から、在留カード手続きの簡素化、実務経験義務付けの緩和、在留資格変更許可審査の迅速化、訪日外国人観光客に対する査証発給要件の緩和・見直しなどの方策を検討するべきではないか。

7. デザイン申請手続きの廃止または緩和

世界最高の「知的財産立国」を目指す観点から、例えば意匠登録の在り方を見直し、デザイン申請手続きの合理化を検討するべきではないか。

（注）審議の状況により、項目の入替・追加等を行うことがあり得る。